委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 市民課
委託業務番号	令和6年度 長市民第9号
委託業務名称	証明書交付対応行政キオスク端末保守サービス等業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎1階
業務の概要	自治体証明書交付サービス及びコピーサービスを提供する行政キオスク端末の保守 サービスを受けることにより、安定したサービスの運用を図る。
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	1, 103, 828円
契約の相手方	[所在地又は住所]大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号
	[商 号 又 は 名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社
契約相手方の 選 定 理 由	証明書交付対応行政キオスク端末の製造元メーカーであり、上記業者にしか本業務 を委託できないため。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃(1)貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
根拠規定	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は 目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。